

子ども・子育て支援事業計画策定に係る市の基本的な考え方

1 子ども・子育て支援新制度について

平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法（子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部を改正する法律、関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正））が成立し、「子ども・子育て支援新制度（以下、新制度）」が平成 27 年度に本格施行される予定となっています。

新制度は、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に進めていく新しい仕組みです。市区町村は、地域のニーズに基づき計画（「子ども・子育て支援事業計画」）を策定、給付・事業を実施することになります。

○新制度の主なポイント

- ・「子ども・子育て支援給付」として、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）と小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- ・地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
- ・認定こども園制度の改善

○教育・保育給付の種類

施設型給付	地域型保育給付
認定こども園	小規模保育事業者
幼稚園	家庭的保育事業者
保育所	居宅訪問型保育事業者
	事業所内保育事業者

※「施設型給付」と「地域型保育給付」は、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、区市町村から教育・保育施設に直接支払う仕組み（法定代理受領）になります。

○地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、利用者支援、地域子育て支援拠点事業、ファミリーサポートセンター事業、放課後児童健全育成事業など法定の 13 事業が対象となります。

○ニーズ調査について

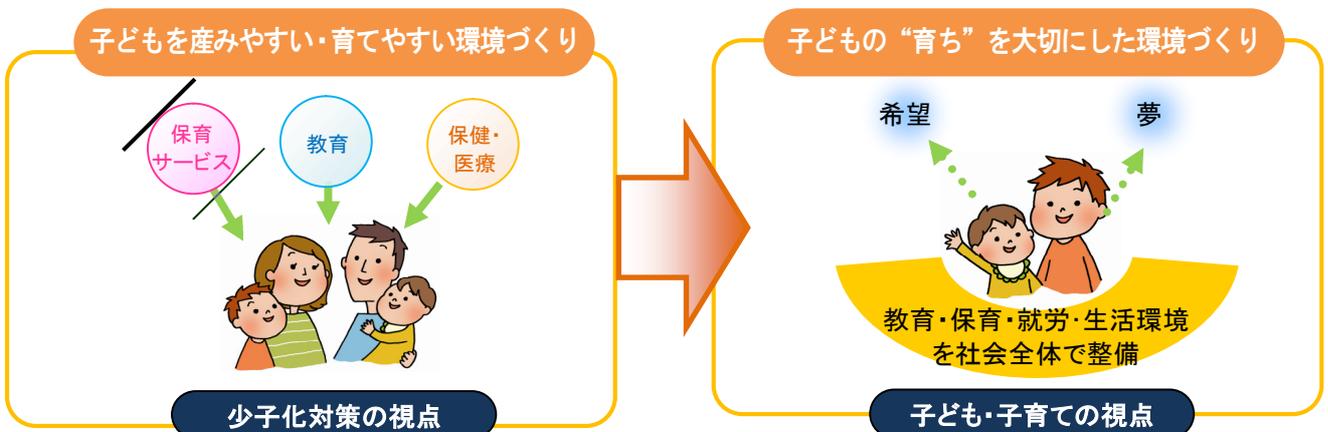
市では、平成 27 年度の新制度の本格施行に向けて、今年度、計画策定に向けたニーズ調査を行い、本市の実情をふまえた「いわき市子ども・子育て支援事業計画」を策定していきます。

2 少子化対策から子ども・子育て支援へ

これまでの“少子化対策”では、どちらかと言えば“子どもを産みやすい・育てやすい環境づくり”という、子を産み育てる側の視点に立ち、子育て世帯に対して保育・教育サービスなどが提供されてきました。

しかし、この間に少子化はとどまることはなく、子どもを取り巻く環境は著しく変化し、本市を含む周辺地域においては、平成 23 年の東日本大震災とそれに伴う原子力発電所の事故の影響もこうむっています。

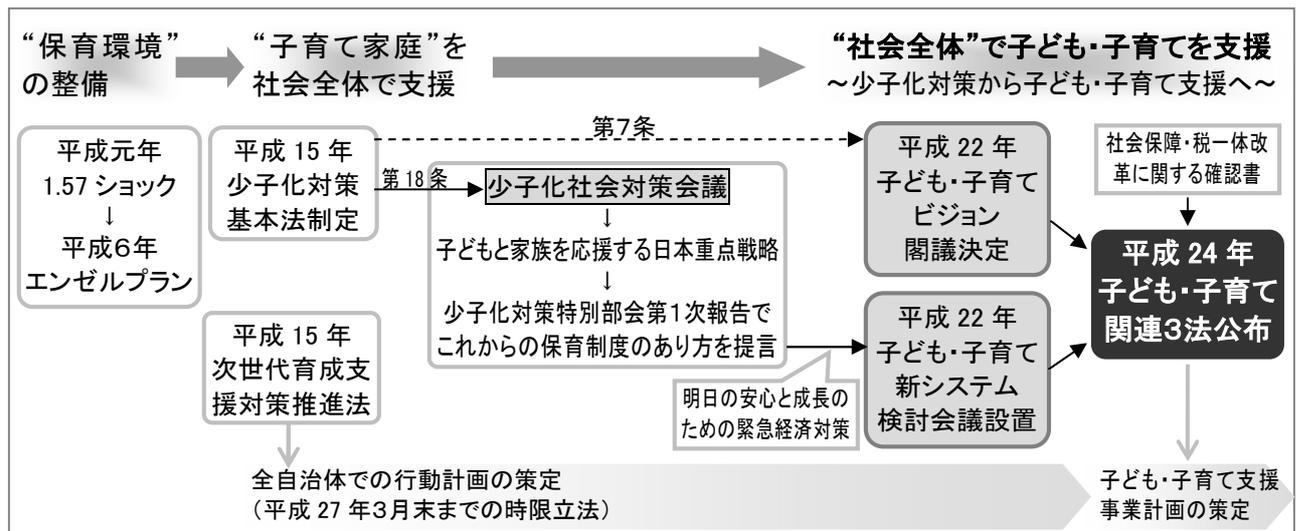
そうした状況を踏まえつつ、新制度においては、「子どもが主人公(チルドレンファースト)」の考え方にに基づき、子どもの目線に立ち、子ども・若者の育ち、子育てを社会全体で支援することが求められています。



- 子育て家庭の状況を鑑み、ニーズに対応する教育・保育サービスなどを提供する。

- 当事者の目線に立ち、子ども・若者の“育ち”や子育てを社会全体で支援する。

■国の基本的な流れ



3 ニーズ調査のポイント

○切れ目のない子ども・若者支援を見据えた“ニーズ”の把握

子どもの“育ち”という視点に立った場合、子どもや若者一人ひとりの状況に応じた、総合的で一貫した支援を実施することが重要です。

特に、本市では、少子化やハイリスク妊婦等の問題に加え、平成 23 年の東日本大震災等の影響により、人口減少や子どもの健康・居場所など、さらなる保育・子育て課題が明らかになってきています。

また、現行の「新・いわき市子育て支援計画後期行動計画」に母子保健計画が内包されていることや、国の「子ども・若者ビジョン」が 40 歳未満のポスト青少年期を包含していることを踏まえ、その方針を発展的に継承し、妊娠期を含め、乳幼児期からポスト青少年期の子ども・若者を中心に据えた支援を展開することが必要です。

そのため、今回の子ども・子育て支援事業計画の調査・策定にあたっては、年代によって異なる現状・課題、求められる“ニーズ”だけでなく、いわき市の子ども・子育て家庭が抱える潜在的な“ウォンツ”についても把握していく必要があると考えます。

4 新たな事業計画策定に向けて重視する点

今回策定する支援事業計画では、「子どもの幸せや利益を最大限に尊重し、子どもの育ちを第一に考えること」を念頭におくことが求められています。

そのためには、幼児期の教育・保育だけでなく、妊娠期も含め乳幼児から学童期・思春期へとつながる子どもの発達・成長を一体的・連続的に捉えていく必要があります。

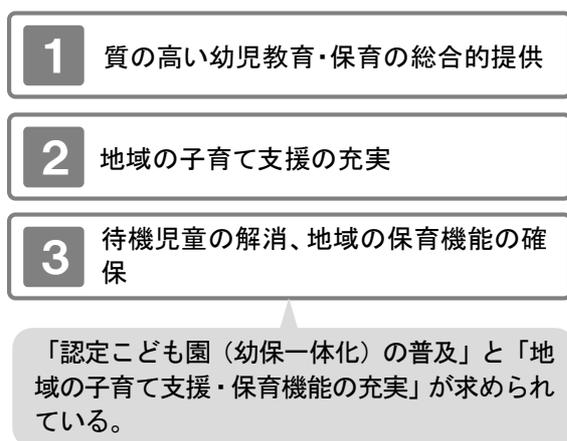
また、今回策定する支援事業計画は、子ども・子育て支援事業の範疇である幼保一体化やサービスの内容だけでなく、現行計画の「新・いわき市子育て支援計画後期行動計画」の後継計画として、子どもの成長にかかわる子育て支援や青少年への支援も一体的に捉え、施策や方向性を展開していく子どもの総合計画とすることが大切です。

国では、平成 18 年の教育基本法の改正で生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で、幼児教育が重要なものであるということを明言して以降、平成 20 年には、すべての子どもに等しく質の高い幼児教育を提供するため、幼稚園教育要領と保育所保育指針の改定を行いました。

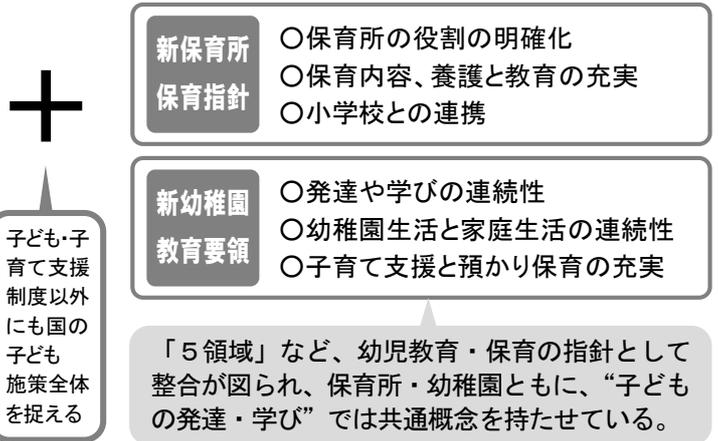
また、国の子ども子育て会議第 2 回（5 月 31 日実施）の基本指針の主な記載事項においても、「子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供が主眼」と明記されています。

こうした国の動向もふまえつつ、本市の実情に応じた計画としていく必要があります。

■子ども・子育て支援制度における3つの取り組み



■教育基本法・学校教育法・児童福祉法の改正により



子ども・子育て支援制度以外にも国の子ども施策全体を捉える